



CONTENTS

I New Dean

新法学部長就任のご挨拶 宮脇 正晴 2

II New Face

着任のご挨拶 谷 遼大 4

着任の御挨拶 野口 晶寛 5

III My Book

立命館大学法学叢書第26号『即時強制と現代行政法理論』（信山社）
——コロナ禍に亡くなった友へ捧げる—— 須藤 陽子 6

IV Departure

研究者になって 日原 拓哉 8

V Study Group

研究会 9

VI Research Grant

科研費 10

新法学部長挨拶

New Dean

新法学部長就任のご挨拶

宮脇 正晴 MIYAWAKI Masaharu

本年4月より、法学部長に就任しました宮脇と申します。私は2003年に本学に赴任し、気づけば20年以上経過していました。私の専門分野である知的財産法は、この20年でずいぶん変わりました。デジタル・ネットワーク関係の新技术やサービスの台頭を受けて、新たな判例や立法が矢継ぎ早に登場してきています。最近では生成AIについての問題（AIは著作権法上の「著作者」たりうるのか、AIの学習元の著作物の著作者はAIの生成した作品に対して何らかの権利主張ができるのか、など）について盛んに議論されています。この問題自体は以前から議論されてはいたのですが、ここ数年の技術の進歩はあまりに急激で、想定を大きく超えていたためか、社会的にも大きく注目されています。

このような変化は知的財産法に限ったことではなく、社会の至る所に見られます。法学部もちろん例外ではありません。以下では、私がデジタル・ネットワーク関係の技術に関連して、法学部の課題と感じていることについていくつか紹介したいと思います。

まず挙げられるのは、オンライン授業です。コロナ禍を経て、ライブ配信やオンデマンド配信は、それぞれ授業方法の選択肢の1つとなりました。選択肢が増えること自体はよいことなのだろうと思いますが、このことによって何故数ある選択肢の中からその授業方法を選んだのかということについての理由を説明する必要が生じました。ゼミなどの小集



団科目であればともかく、大講義について何故対面でやるべきなのかというのは案外難しく、例えば部分的にでもオンデマンドを取り入れたほうがよいのではないかとか、一教員として悩むところです。おそらくは個々の教員がそのような悩みを抱えている中で、学部としては、学部の専門科目についてどのような方法で提供するかについて統一的な方針を持つ必要があります。今年度は対面での授業方式を原則として、オンライン授業は極めて限定的なケースでしか認めないという方針です。来年度以降どうするのかについては秋までには決める必要があります、学部長としてその議論を主導しなければなりません。

授業方法だけでなく、成績評価についても課題があります。オンラインでレポート課

題を実施する場合、学生が ChatGPT などの生成 AI を利用して提出物を作成することが考えられます。いうまでもなく、大学の成績評価はその個人の到達度に対する評価ですので、課題には学生一人一人が独力で取り組む必要があります。AI が出力したものをそのまま提出するなどということは認められるはずもなく、学生には、このような行為が不正行為として懲戒の対象になることについて周知しています。

難しいのは、課題を作成する過程で AI のようなツールを使うことを一切認めるべきではないかということ、そうとも言い切れないところです。専門分野によっては自分の作成したもののチェックなどに AI を使うことを奨励しているようなケースもあります。「課題には独力で取り組むべきだ」という主張に異論は無いとしても、そこでいう「独力」というのは一切のツールを使わないことを通常は意味しません。例えば論文や判決のデータベースを使用することはむしろ奨励されています。このデータベースのように、弁護士や裁判官が AI を仕事に使うことが当たり前になるようになれば、法学部生にも AI の使い方を教えるべきということになるでしょう。社会状況をにらみながら、AI をどのように教育に利用するのか（しないのか）についても方針を考えていく必要があります。

オンライン関連では、教育以外にも課題があります。それは教授会の持ち方についてです。法学部ではこれまでのところ、教授会を会議室での対面参加の他、オンラインでも参加可能としているのですが、大半の教員はオンラインで参加しています。会議を主催する

側としては、会議室に人が少ないと、参加者の反応を読み取りづらく、議論を進めるのに若干不安を感じる場合があります。だからといって対面のみで実施すべきかということ、それはそれで迷いがあります。オンライン参加が可能なことにはメリットがありますし、オンラインだと実質的な議論が出来ないのかといえば、そうでもないかもしれません。

この問題については学部によっても対応が異なっており、他大学を見ても様々です。オンライン参加可能としているところ、対面のみで実施しているところ、原則対面で実施し、オンライン参加についてはやむを得ない場合にのみ認めるところ、などです。私が法学部の最も気に入っているところは、誰とでも自由に議論ができるところで、このことは先人の築いた重要な財産だと思っています。自由に議論ができる環境を、技術や社会の動向をにらみつつ、どうやって確保していくのかも学部長の重要な仕事だと考えています。

(みやわき まさはる・知的財産法)

新任紹介

New Face

着任のご挨拶

谷 遼大 TANI Ryota

2024年4月より立命館大学法学部に着任しました、谷遼大と申します。立命館大学では行政法とその関連科目を担当いたします。

私は、2012年より北海道大学に通算11年間在籍し、その後1年間の獨協大学（埼玉県）での勤務を経て、今回ご縁があり、京都・衣笠に移ってまいりました。北海道での暮らしが長かったのですが、ここ20年ほどは数年おきに引っ越しをするなど、なかなか落ち着かない日々を過ごしておりました。今回、京都という新天地でようやく一息つけるのではないかと安堵しているところです。

さて、自己紹介をかねて、少しだけ、私が研究者の道に進んだきっかけを述べさせていただきます。私はもともと日本の政治（史）に関心があり、これについて大学で勉強したいという思いが長らくあったため、大学院に進学することも見据えて、地元大学の法学部に入学しました。しかし、入学後すぐに、法学部での政治系科目について「思っていたのと違う」という大学生にありがちな悩みに直面し、挫折してしまいました。こうした経緯から、学業にそれほど熱心に取り組んでいたわけではなく、在学中はサークル活動の記憶ばかりが頭に残っているところです。サークル活動が落ち着いた頃には、特に目標もありませんでしたので、3回生以降は地元である札幌に残ろうかという気持ちで、公務員試験に向けて勉強をしていました。公務員試験が徐々にスタートしていくというところで、4回生の前期に履修した行政法の演習が面白く、もう少し勉強したいなという気持ちから当時のゼミの先生に進学に



関する相談をしたところ、結果的には大学院に進学することになったのです。もともと、相談をしに行く前には、研究大学院の修士課程や公共政策大学院などで、2年間で学位を取得して就職するか、あるいは公務員として先に就職し、働きながら大学院に通うことなどを考えていました。他方、進学について相談したゼミの先生からは、研究大学院に進学すること、さらには研究者を目指すべきだということ強く勧めていただきました。大学院に進学する場合、ドイツ語をゼロから習得してドイツ法との比較研究をしていく必要があるということ、さらに研究者の就職環境が決して明るくはないということもお伺いしておりましたので、当初「もう少し勉強したい」くらいにしか思っていなかった私には、とてもハードルの高い提案でした。ただ、大学入学時にはもともと大学院進学を視野に入れて

いたこともあってか、大学での研究に未練のあった当時の私にとって魅力的に映ったようで、4回生の前期という進路に関する決定としては遅めの時期に、大学院に進学して研究者を目指すことを決めました。当時、指導教員となるその先生のもとには博士後期課程の院生（のちの兄弟子）がおり、大学院の研究生生活について詳しい話を聞くことができたのも幸運でした。現在は、まだ教育も研究も目に見える結果を出すことはできておりませんが、充実した日々を送ることができており、天職に導いていただいたことに深く感謝しております。

このように振り返ると、人生の転機となる時期に「人」に恵まれた大学生活であったのだと強く感じております。この春からは立場も変わり、本格的に講義や演習科目を担当することになります。これから、気持ちを入れ替えて教育・研究活動に邁進し、今度は私が次世代の方々のお役に立てるよう、そして育てていただいた学界に対しても恩返しができるよう、力を尽くしたいと思っております。若輩者であり、至らぬ点多々あるかと存じますが、皆様におかれましては、何卒ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

（たに りょうた・行政法）

New Face

新任紹介

着任の御挨拶

野口 晶寛 *NOGUCHI Akihiro*

この4月から、立命館大学法科大学院の実務家教員となりました、京都地方裁判所判事の野口晶寛と申します。伝統ある立命館大学の教壇に立たせていただくこととなり、大変光栄に感じています。

私の裁判官としての経歴について申し上げますと、平成21年に大阪地方裁判所判事補として裁判官に任官して以降、東京、横浜、大分の各地方裁判所において、主に民事事件を担当し、この4月からは、京都地方裁判所で民事訴訟事件を担当しています。この間、民事事件集中部、民事執行専門部、民事保全専門部といった部署に在籍し、専門的な事件を取り扱う機会を得る一方で、小規模庁や支部においても勤務し、様々な種類の事件を担当しました。また、判事補の在外研究制度により、英国（ロンドン）において1年間研修す



る機会を得たほか、内閣官房において2年間勤務したり、最高裁判所事務総局において2年間、いわゆる司法行政事務を担当したりす

るなど、裁判事務以外の経験を積む機会も得ることができました。こうした様々な任地・職場等での経験は大変貴重なものであり、これらの経験の一つ一つが、私にとってかけがえのない財産となっています。

法科大学院では、2年次生向けの「民事訴訟実務の基礎」と3年次生向けの「民事裁判総合研究」を担当させていただきます。私自身、法曹としてはまだまだ未熟ではありますが、これらの授業においては、要件事実や事実認定等について、単に、知識として習得してもらっただけではなく、それらの学習を通じて、法律実務家としての考え方を体感し、その基礎を身につけてもらえることができると考えています。もっとも、現在、「民事裁判総合研究」の授業を担当して1か月が経過したところですが、日々、学生の皆さんに理解してもらえるように教えることの難しさを痛感しているところです。今後、よりよい授業を行い、学生の皆さんに、授業内容を理

解し、法律実務家としての考え方の基本を習得してもらえるように、しっかりと授業の準備を行うとともに、日々、法律実務家としての自己研鑽も積んで、授業に臨みたいと思っています。

また、学生の皆さんの中には、私が、人生で実際に出会う初めての裁判官であるという人も多いと思います（実際に、私も、法科大学院在学中に出会った派遣裁判官の方が、人生で初めて出会った裁判官でした。）。そこで、裁判官の職務の実態のほか、裁判官が職務上直面する苦悩や、そのような苦悩にもかかわらず（あるいは、そのような苦悩が存在するからこそ）裁判官の職務に存在するやりがいなどについても伝えていければと考えています。

皆様には、今後、色々と御迷惑をお掛けすると思いますが、御指導のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

（のぐち あきひろ・民事法）

自著紹介

My Book

立命館大学法学叢書第26号『即時強制と現代行政法理論』（信山社）
——コロナ禍に亡くなった友へ捧げる——

須藤 陽子 SUTO Yoko

本書は、2020年～2023年にかけて執筆した11本の論文と2010年に発表した古い論文1本を収録し、「第一部 即時強制の成り立ち」、「第二部 即時強制と行政上の強制執行の関係——適用原則——」、「第三部 即時強制と警察法理論」という構成から成る。

即時強制を扱った単行本の刊行は、広岡隆『行政上の強制執行に関する研究』（法律文化社、1961年）以来、実に63年ぶり、本書の特色は比較法研究という手法をとっていな

い点にある。コラムの読者は、比較法研究でないことを特色としてわざわざ言及することを奇異に思うかもしれないが、63年ぶりの単行本刊行からわかるように、即時強制は非常に論じにくいテーマである。その「論じにくさ」の原因を考究したのが本書「第一部 即時強制の成り立ち」である。

即時強制は明治期にドイツ法学説からもたらされた概念であるが、占領期にアメリカ法の多大な影響を受けて、即時強制に分類され

る具体の制度は劇的に変わった。そして、かつて警察法理論だけで扱われていた即時強制を、占領期以降、田中二郎は何の理論的説明も無く「強引に」（これは筆者の心の声である）行政法総論に位置づけ、そのアメリカ法の影響を従前のドイツ法的な理論に吸収して説明した。それが現代の即時強制の理論的ベースである。時代によって影響を受けた外国法が異なり、理論的説明もなくアメリカ法的なものをドイツ法理論で説明するなど、単純な比較法研究には不向きなテーマなのである。

コロナ禍に扱いにくいテーマにかかりきりであったが、こんなに即時強制のことばかり考えていたのかと、我ながら呆れてしまう。著書を差し上げた方から、短期間に扱いにくい即時強制の論稿を数多く執筆して単行本化したことを驚くお便りをいただいたが、即時強制というテーマに取り組むにあたって、筆者には2つのモチベーションがあった。第一に、コロナ禍の論文執筆のモチベーションは、COVID-19に対する無力さに対する怒りに似た感情を表現したいということにあった。

感染症蔓延対策において、日本の行政実務には強制力を行使する仕組みが欠如していることが社会的にクローズアップされたが、行政法総論の「強制」に関する議論は停滞し、即時強制論は長い間進展がなかった。「第一部 即時強制の成り立ち」、「第二部 即時強制と行政上の強制執行の関係 ― 適用原則 ―」は、このような理論状況を打破しようとする論稿の積み重ねである。大袈裟な言い方になるが、コロナ禍に人の身体および物に対する実力の行使の理論と制度を論究することは筆者なりの COVID-19 に対する「戦い」であった。政府は事態進展に関する予測が甘い、立法者・行政実務は有形力を行使する「覚悟」が足りない、人権を尊重することと社会を感染症から守る強制力の存在は両立し得る、行政法学者は政府に都合よく使われるのではなく強制の理論と原則を提示すべき



立命館大学法学叢書第26号
『即時強制と現代行政法理論』
須藤陽子著 信山社
2024年3月 ¥8,360 (税込)

だ、という熱い想いが筆者の胸の内にあった。

また、「第三部 即時強制と警察法理論」を論じるきっかけとなったのは、警察組織が所管法律の権限を用いてコロナ対策に「協力」することに法律上問題はないとする官房長官の記者会見をテレビで見たことであった。官房長官は「ご指摘には当たらない」と断言したが、これまで学界でそのようなことが肯定的に論じられたことはない（積極的な学説を筆者は目にすることがない）。COVID-19 蔓延という現実の前に、なし崩し的に行政活動の原則が変えられていくのは、どうにも納得がいかないかった。

しかし情けないことに、学界における警察法をめぐる議論は低調である。学界において警察法を研究テーマとする行政法学者は片手で数えることができる（筆者は比例原則研究の一環として警察法理論も扱うが警察法研究者ではない）。1999年に藤田宙靖が「制定法上の警察」を対象とする「行政法各論として

の警察行政法」構築を提唱したが、その時点から警察法理論研究には進展が見られない。本書第三部は、執行機関概念と即時強制を関連づけ、警察法理論をめぐる議論を少しでも進めようとするものであった。本書を読んで、「須藤先生の気迫がすごい」というご感想をいただいたが、一步でも議論を新しい局面に進めたいという筆者の強い気持ちが論稿に反映されていたならば、書いた甲斐があるというものである。

論文執筆とは別に、実はもう一つ、単行本化にあたってモチベーションがあった。コロナ禍に会えずに亡くなった友人を悼む意を「はしがき」で表現したいというものであり、それによってコロナ禍の閉塞的研究環境、不

幸な出来事に区切りをつけたかった。単行本化は本文のためではなく、むしろ、コロナ禍の終わりを迎えて、コロナ禍に亡くなった友人を悼む「はしがき」を書くために必死に作業に努めたのである。

「はしがき」に名前を挙げたのは故郷秋田の亡くなった友人であるが、亡くなった同級生はもう一人いる。彼はかつて立命館大学文学部助教授であった。隣り合う席に座って授業を受けていた秋田の高校生たちが、後に英文学者と行政法学者となり、故郷秋田から遠く離れた京都の同じ大学に勤めることとなった。学究の道半ばで亡くなった彼が痛ましい。心より哀悼の意を捧げる。

(すとう ようこ・行政法)

Departure

出発

研究者になって

日原 拓哉 *HIHARA Takuya*

立命館大学は学部、大学院そして補助研究員として10年を過ごした思い出の場所です。私が研究者を目指そうと思い立ったのは、博士前期課程への入学が決まっていた4回生の春休みでした。専修コースでの博士前期課程は、刑法での研究を進めるにあたってドイツ語の素養が必要だったため、夏季休暇期間を利用してゲーテ・インスティトゥートに通い日常会話から始め、ドイツ語の刑法総論の教科書でも勉強していました。おかげで、後期課程入試で合格し、研究コースの院生として研究の門を叩くことができました。

しかし、その年はコロナ禍の初年度ということもあり、本来であれば定期的に開催される研究会・学会が中止になったり、一時は講

義でさえも全体休講になったりと大変な研究生活のスタートとなりました。秋学期から徐々にオンライン形式で、他大学の先生方や院生とのネットワークの拡充に難儀していたものの、自身としてもやっと研究生活に慣れていきました。

学生生活の中で欠かせないのは、2回生後半にRARA学生フェローに採択されたことです。その中では、研究者として必要なスキルである研究費の使い方も学び、キャリアパスの側面から多くの面でサポートいただきましたRARAオフィスの菊池様、木成様には大変感謝しております。

博士号取得後は、衣笠総合研究機構法制基盤研究センターで補助研究員として1年を



過ごしました。ここでは、私の研究テーマである「AIと刑法」の発展である「生成AIと(刑)法」における、特に法的问题として注目される知的財産法上の課題について刑事制裁の効果の観点から検討する場をいただき、その成果として論文を公表することができました。これも受入教員である山田先生、望月先生のお力添えがあったからです。

また、昨年末には私の博士論文をアップデートした『AIの活用と刑法』(成文堂、2023年)を無事出版することができ、先日、梅田の紀伊國屋書店で販売されているのを見て、

研究者としての第一歩を踏み出せたように思いました。ここまで来ることができたのは、学部時代から7年、前例のない私の研究をご指導いただきました安達先生、後期課程より様々な視座をいただきました松宮先生、そして研究会・学会でアドバイスいただきました先輩方、他大学の先生方のご尽力があったからこそです。

現在は、大阪大学社会技術共創センター総合研究部門の特任助教として、社会や科学技術における倫理的・法的・社会的課題の包括的研究の担い手として、AIをはじめとする技術革新の目覚ましい展開を見せる現代社会を法の観点からリードできる研究者になれるよう日々邁進しています。

最後に、法学研究科の後輩たちに向けて一言アドバイスをしたいと思います。研究報告の機会や研究支援プログラムは以前に比べると充実していますので、大学院課HPのチェックなど常にアンテナを張っていくことをおすすめします。そして、研究の進め方については、中長期的目標に博士号取得を一つの区切りとするのがおすすめです。研究に終わりはありませんが、計画的で無理のない研究生活を送っていただければ幸いです。

(ひはら たくや・刑法)

Study Group	研究会
	2024年2月～4月

■法学部定例研究会：

- 24年 2月 3日 商法研究会：山田泰弘氏「利益相反取引における会社法423条3項の損害立証による任務懈怠推定の機能」
- 24年 3月 2日 商法研究会：村上康司氏 判例研究「従業員の過労死と名目的代表取締役の責任」東京高判令和4年3月10日、清水円香氏「出資の履行の仮装に係る規律と解釈」

- 24年 3月19日 第6回最高裁研究会：二宮周平氏「トランスジェンダーの尊厳の保障～2つの最高裁判例を中心に」
- 24年 3月20日 講演会：prof. Christian Jäger「因果関係と客観的帰属の領域における新たな思考の必要性」
- 24年 4月24日 International Workshop: Prof. Dr. Fernando Gascón Inchausti
“Digitalisation of Justice in the European Union and in Spain”,
“Collective Redress for Consumers in the European Union and in Spain”

Research Grant	科研費
	2024年度
基盤研究 (B) 「日本型統治システム」の再検討－比較、聞き取り、アンケート調査に基づく学際的接近	研究代表 大西 祥世
基盤研究 (B) 公共政策におけるリスケーリング(政府間関係・行政単位の再編)に関する研究	研究代表 徳久 恭子
基盤研究 (B) 医療安全理念に基づく事故調査と紛争解決－透明性とコミュニケーションの確保に向けて	研究代表 平野 哲郎
基盤研究 (C) 日本中世における法・裁判・紛争処理に関する再定位:中世法制史研究の基盤形成へ	研究代表 河野 恵一
基盤研究 (C) 専門訴訟での規範形成過程とその制度的・人的体制の実証的・比較法的研究	研究代表 渡辺 千原
基盤研究 (C) 税務行政の国際化と情報通信技術の利用と納税者権利保護の新たな展開	研究代表 望月 爾
基盤研究 (C) 日本本土における米軍基地問題の史的展開－「危険性」の変容と「同盟」強化	研究代表 吉次 公介
基盤研究 (C) 法人税法上の繰越欠損金の研究	研究代表 安井 栄二
基盤研究 (C) 締約強制論の射程とその限界	研究代表 谷江 陽介
基盤研究 (C) 効果的な権利保護と事案解明	研究代表 出口 雅久
基盤研究 (C) ハーバード初の小児科正教授を取り巻く文脈－米国小児科学の〈母〉に着目して	研究代表 吉岡 公美子
基盤研究 (C) 総記化の理論と応用	研究代表 藏藤 健雄
基盤研究 (C) 第二言語話者の「談話構築能力」の発達過程－談話機能主義の観点から－	研究代表 遠山 千佳
基盤研究 (C) グループ利益の追求と子会社利害関係者保護	研究代表 清水 円香
基盤研究 (C) F.R. リーヴィスの文芸批評の歴史文脈化に関する研究	研究代表 石原 浩澄
基盤研究 (C) シティズンシップと自己決定権概念の関係性からみる新たな民主主義の模索	研究代表 多田 一路

基盤研究 (C)	現代イギリスにおけるレファレンダムの動向	研究代表	小松 浩
基盤研究 (C)	法人・役員の主観的リスクとその保険・補償	研究代表	竹濱 修
基盤研究 (C)	憲法習律としての議院内閣制再検討：日英仏における Singularity の研究	研究代表	小堀 眞裕
基盤研究 (C)	異文化理解促進に向けての教育政策とプロジェクト授業の研究	研究代表	田原 憲和
基盤研究 (C)	日本型紛争解決観の生成と制度化の展開に関する通時代的研究	研究代表	河野 恵一
基盤研究 (C)	労働関係における人権の法律と裁判による保障に関する日独比較研究	研究代表	倉田 原志
基盤研究 (C)	公共施設統廃合と過程の公正さに関する研究	研究代表	柳 至
基盤研究 (C)	日本における移民排斥感情の理解と理論的検討	研究代表	村上 剛
基盤研究 (C)	持続可能な社会の構築における消費者法の役割	研究代表	谷本 圭子
基盤研究 (C)	行政法における敬讓法理の研究	研究代表	正木 宏長
基盤研究 (C)	1950 年代前半における日本の「食料外交」の成果と課題－ビルマ米の調達をめぐって	研究代表	吉次 公介
基盤研究 (C)	キューバ文学におけるヴァナキュラー文化の研究	研究代表	安保 寛尚
基盤研究 (C)	複数性と焦点の研究	研究代表	藏藤 健雄
基盤研究 (C)	性的被害に対する損害賠償請求権の消滅時効論－解釈論・立法論の現代化	研究代表	松本 克美
基盤研究 (C)	最高裁判所・高等裁判所における隠れた違憲審査の発掘－法分野横断的な司法行動研究－	研究代表	市川 正人
基盤研究 (C)	法と神経科学に関する実証実験の予備的・準備的研究	研究代表	山口 直也
基盤研究 (C)	法科大学院における判例教育教材と教育方法の実証的・実践的研究	研究代表	松岡 久和
基盤研究 (C)	犯罪行動における刑罰と処分および治療の兼ね合い	研究代表	松宮 孝明
挑戦的研究 (萌芽)	教員のインフォーマル・ネットワークの機能に関する研究	研究代表	徳久 恭子
挑戦的研究 (萌芽)	文化をめぐる言説の政治研究－思想研究と政策研究からの解明	研究代表	徳久 恭子
若手研究	知的財産紛争解決の総合的研究	研究代表	畑中 麻子
若手研究	確実な誤判防止に向けた「証人テスト」に対する法的規制	研究代表	清水 拓磨
若手研究	議員の政策的立場の通時代の変化に関する研究：属性・一貫性・政治的代表	研究代表	西村 翼
若手研究	参加権の法的構造に関する基礎理論的研究	研究代表	谷 遼大



立命館口—ニュースレター—
第97号(2024年6月)
編集:立命館大学法学会
ニュースレター編集委員会(法学部研究委員会)
発行:立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL:075-465-8177
FAX:075-465-8294
URL:[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)